



## に聴く

### 労働トラブルの 防止対策

弁護士 西脇明典

63

判例から見る

## 店主は「労働者」か



題はない。

1、企業において、労働者が加入した地域労働組合から団体交渉を申し入れられ、それに対応しなければならないことがあります。これに対し、労働者個人が加入した地域労働組合で、加盟者の定型契約で結び、ブランド名の使用が許され、事業会社の助言・指導のもとで経営を行つており、商品開発は事業会社、消費者への販売は加盟店と、

加盟者は、事業会社と定型契約で結び、ブランド名の使用が許され、事業会社の助言・指導のもとで経営を行つており、商品開発は事業会社、消費者への販売は加盟店と、

初審（岡山県と東京都）の労働委員会。事業会社が異なり、団交議題も異なる。またFC契約について事業展開ができるない形態であるのがフランチャイズ（以下、FC）事業である。こうした関係にある中、再契約の問題な

どに關する団体交渉を申し入れられた場合、事業会社は應諾しなければならぬか、という現代的な問題である。

応諾するよう命じた。これに対し、中央労働委員会は、平成31年3月15日、事例判断ではあるが、団体交渉拒否（労組法第7条2号）には当たらないと判断した。

2、コンビニエンスストアを經營する加盟者が加入する労働組合と事業会社との間ににおいて団体交渉拒否が争われた事案

FC加盟店は、自ら資金を調達し、事業費用やリスクを負担し、自己判断で店舗従業員の雇用などを行い、自ら選択した場所で経営を行つており、「経営者」として相当の裁量を有する独立の小売事業者としての性格を持つているのであり、事業会社の労働力として組織に組み入れられていない、

今では、フリーランスや独立事業者など、多種多様な働き方・関与がある。これらの者と相手方企業との関係は、経済法の分野で議論がされてはいるものの、社会の実相をみれば、複雑で変動しがちであり、生じた問題ごとに個別判断が求められる。また、問題が生じてから検討するのでは、関係修復をより困難にしてしまうことも予想される。そうすると、関係を始める契約当初（契約書の内容を含む）、ランニング段階から、双方、注意を払うことが求められる。予測が困難な関係であればあるほど、その要請は高いといえるであろう。

員）

イラスト・源 安孝

けるものでない、さらに加盟者は労務供給の対価として報酬を受けていな、としている。

